

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
国民健康保険税が減免となります。

【国民健康保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件
世帯の主たる生計維持者について

- (1) 収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること（減免対象となる収入種別：事業（営業等・農業）、不動産、給与、山林）
 - (2) 令和3年の所得の合計額が1000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること
- 注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります

- 保険税の減免額**は、減免対象保険税額（A×B/C）に減免割合（D）をかけた金額です

減免対象の保険税額（A×B/C）	合計所得金額に応じた減免割合（D）
A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額	300万円以下の場合：全部(10分の10)
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額	400万円以下の場合：10分の8
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額	550万円以下の場合：10分の6
	750万円以下の場合：10分の4
	1,000万円以下の場合：10分の2

- ※1 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、上記（D）の減免割合は令和3年の合計所得金額にかかわらず、「全部」とみなします
- ※2 減少が見込まれる種類の所得が、令和3年について0円以下だと計算上減免対象外となります

■令和4年度分の国民健康保険税が対象です。

（これまで未申請の令和2年度・3年度分の保険税について申請できる場合があります）

■申請受付期間：令和4年8月1日（月）から令和5年3月31日（金）

■申請用紙は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.hino.lg.jp/kurashi/annzen/covid-19/1014212/1019971.html>

問い合わせ：日野市 保険年金課 保険税係 電話：042-514-8279（直通）